

業務継続計画 (BCP)

自然災害編

法人名 : アダージョ株式会社

事業所名 : サービス付き高齢者向け住宅いづみ荘
いづみ荘デイサービスセンター
dueいづみ荘デイサービスセンター
いづみ荘ケアプランセンター

代表者名 : 代表取締役 守永 一彦

管理者名 : 星田 俊治

所在地 : 岡山県倉敷市玉島阿賀崎1丁目6-25
電話番号 : 086-476-5123

作成日 : 令和6年3月8日
改訂日 :

目次

1.	総論	1
1.1	基本方針	1
	全体像	1
1.2	推進体制	1
1.3	リスクの把握	1
1.4	優先業務の選定	2
1.5	研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	3
2.	平常時の対応	4
2.1	建物・設備の安全対策	4
2.2	電気が止まった場合の対策	5
2.3	ガスが止まった場合の対策	5
2.4	水道が止まった場合の対策	6
2.5	通信が麻痺した場合の対策	7
2.6	情報システムが停止した場合の対策	7
2.7	衛生面(トイレ等)の対策	7
2.8	必要品の備蓄	8
2.9	資金手当て	8
3.	緊急時の対応	9
3.1	BCPの発動基準	9
3.2	行動基準	9
3.3	対応体制	9
3.4	対応拠点	9
3.5	安否確認	10
3.6	職員の参集基準	10
3.7	施設内外での避難場所・避難方法	11
3.8	重要業務の継続	12
3.9	職員の管理	12
3.10	復旧対応	12
4.	他施設との連携	13
4.1	連携体制の構築	13
4.2	連携対応	13
5.	地域との連携	14
5.1	被災時の職員の派遣	14
5.2	福祉避難所の運営	14
	補足5 対応フローチャート	
	補足6 ハザードマップ	
	補足7 自施設で想定される影響	
	補足8 優先業務の検討	
	補足9 建物・設備の安全対策(地震・水害)	
	補足10 電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策	
	補足11 利用者の安否確認シート	
	補足12 職員の安否確認シート	
	補足13 重要業務の継続	
	補足14 連携体制の構築	
	様式1 推進体制の構成メンバー	
	様式2 施設外・事業所外連絡リスト	
	様式5 (部署ごと)職員緊急連絡網	
	様式6 備蓄品リスト	
	様式6-災害 備蓄品リスト(災害用)	
	様式7-災害 業務分類(優先業務の選定)(災害用)	
	様式9 災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)	

1. 総論

1.1 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

- ①入居者・利用者の安全確保:
入所者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。
- ②サービスの継続:
入居者・利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。
- ③職員の安全確保:
職員の生命を守り、生活の維持に努める。

全体像

ガイドライン8ページの「自然災害(地震・水害等)BCPのフローチャート」に沿って自然災害のBCPを作成する。
【補足5】対応フローチャートを参照する。

【補足5】

1.2 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

- 継続的かつ効果的に取組みを進めるために推進体制を構築する。
- 防火・防災委員会を中心に各管理者・リーダーの指示で体制を整える

【様式1】

1.3 リスクの把握

(1)ハザードマップなどの確認

- 施設・事業所が所在地のハザードマップ(地震、津波、風水害)等を【補足6】に貼り付ける。
【補足6】ハザードマップを完成させる。震度や浸水深さ等を記入する。
- ハザードマップ類は見直しが行われることがあるので、定期的に確認し変更されていれば差し替えることも必要である。⇒年度始めの防火・防災委員会にて毎年更新する

【補足6】

(2)被害想定

【自治体公表の被災想定】

●自治体から公表されているインフラ等の被災想定を確認する。
被災想定から自施設・事業所の設備等を勘案して時系列で影響を想定することも有用である。
これにより被災時における自施設・事業所の状況が見える化でき、各種対策を検討していく上での土台となる。

<交通被害>

道路:3～7日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)。1～2日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)

橋梁:迂回路を含め、3～7日で仮復旧。迂回路を含め、1～3日で仮復旧。

鉄道:1か月。2週間

<ライフライン> 先の「(1)ハザードマップなどの確認」で調べた震度に基づいて、震度7または震度6のどちらかを選択し、不要な方を削除する。

上水:3週間(震度7) 7日(震度6程度)

下水:3週間(震度7) 7日(震度6程度)

電気:1週間(震度7) 3日(震度6程度)

ガス:5週間(都市ガス)(震度7) 3週間(震度6程度)

通信:1週間(津波の被害がない想定)(震度7) 3日(震度6程度)

【自施設・事業所で想定される影響】

●【補足7】 自施設で想定される影響

【補足7】

1. 4 優先業務の選定

(1)優先する事業

●単一事業のみを運営している場合は、本項目は割愛する。

●複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業(入所、通所、訪問等)を優先するか(どの事業を縮小・休止するか)を法人本部とも連携しておく。

<優先する事業>

サービス付き高齢者向け住宅いづみ荘

<入浴可能になり次第>

いづみ荘デイサービスセンター

<当座停止する事業>

dueいづみ荘デイサービスセンター、いづみ荘ケアプランセンター

(2)優先する業務

●上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

●感染症BCPで策定した業務分担を活用し、出勤率に応じた優先業務を検討する。

【様式7】-災害 業務分担(優先業務の選定) に記入する。

【補足8】優先業務 を検討し、記入する。

【様式7】
-災害

【補足8】

●通所・訪問系では、優先的にサービスを提供すべき利用者をリストアップしておく。

【様式9】災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。

【様式9】

1.5 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

(5-1) 研修・訓練の実施

- 以下の教育を実施する。

- (1)入職時研修

- ・時期:入職時
 - ・担当:お客様相談室
 - ・方法:BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を対面で説明する。

- (2)BCP研修(全員を対象)

- ・時期:毎年8月
 - ・担当:防火・防災委員会 および 研修委員会
 - ・方法:BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を共有する。

- (3)外部BCP研修(管理者を中心にできるだけ多くの職員)

- ・時期:不定期
 - ・担当:外部講師
 - ・方法:外部のeラーニングを受講する。

- 以下の訓練(シミュレーション)を実施する。

- ・時期:毎年5月、10月
 - ・担当:防火・防災委員会
 - ・方法:感染者の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上訓練で確認する。

(5-2) BCPの検証・見直し

- 以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

毎年5月、10月に防火・防災委員会委員長が運営推進部に報告する。

- ・BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。
- ・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。
- ・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

※継続してPDCA(Plan-Do-Check-Actの改善)サイクルが機能するように記載する。

2. 平常時の対応

介護サービスを中断させないためには、介護サービスを提供するにあたり必要な要素（建物・設備、ライフライン）を守ることが重要。

平常時の対応では、以下のステップで検討する。

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| <STEP1> 自施設・事業所の安全対策 | 2.1 建物・設備の安全対策 |
| <STEP2> ライフラインの事前対策 | 2.2～2.7 電気、ガス、水道、通信等の対応 |
| <STEP3> 災害時に必要となる備蓄品の確保 | 2.8～2.9 備蓄品、資金の対応 |

2.1 建物・設備の安全対策

(1) 人が常駐する場所の耐震措置

- 建築年を確認し、新耐震基準が制定された1981（昭和56）年以前の建物は耐震補強を検討する。
 - 1981年以降でも、建築から相当な年数が経っている建物や木造の建物は、専門家の耐震診断を依頼する等を検討する。
- 【補足9】建物・設備の安全対策に記入する。

【補足9】

- 耐震補強策
2013年建立のため、補強の必要なし

(2) 設備の耐震措置

- 利用者・職員が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落防止の必要性を確認する。
転倒・転落防止が必要な場合は、対策を検討する。
【補足9】建物・設備の安全対策に記入する。
- 安全対策
破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所（ガラス天井など）や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。
- 不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。

【補足9】

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

(3) 水害対策

- ガイドライン12ページの水害対策例を参考に対応策を検討する。
【補足9】建物・設備の安全対策に記入する。
- ・ 浸水による危険性の確認⇒3ヶ月に1回防火・防災委員会による点検を実施。年1回は業者による総合点検を実施。
- ・ 外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか⇒3ヶ月に1回防火・防災委員会による点検を実施。
- ・ 暴風による危険性の確認⇒台風等暴風が予想される日の2～3日前に庶務課によって毎回点検。
- ・ 外壁の留め金具に錆や緩みはないか⇒3ヶ月に1回防火・防災委員会による点検を実施。
- ・ 屋根材や留め金具にひびや錆はないか⇒年1回業者による総点検。
- ・ 周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか⇒台風等暴風が予想される日の2～3日前に庶務課によって毎回点検。

【補足9】

2. 2 電気が止まった場合の対策

2. 2～2. 7で必要となる備品は、様式6備蓄品リストに記入する。

●電気が止まった時に稼働させる設備と対応策を検討する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

【補足10】

自家発電機が設置されている場合

・自家発電機のカバー時間・範囲を確認し、使用する設備を決めた上で優先順位をつける。

最優先: 医療機器・情報収集、優先: 照明・空調

・自家発電機は、複数の職員が使えるよう訓練を毎年実施する。

・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策を講じる。

緊急用予備電源は蓄電式の為燃料は必要なし

【様式6】
-災害

2. 3 ガスが止まった場合の対策

●都市ガスか、LPガスかを確認する。ガスが止まった時に稼働させる設備と対応策を検討する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

【補足10】

●対応策

dueにて入浴対応中の場合は速やかに停止する。また、同時に停電している場合はサービス付き高齢者向け住宅いづみ荘へ避難する

【様式6】
-災害

2. 4 水道が止まった場合の対策

(1) 飲料水

- 必要な飲料水の備蓄量を計算し、備蓄する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。
- 飲料水を以下の計算式に従い用意する。
調理に水が必要、近隣避難者の受入れ等を考慮し多めの備えが必要
【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。
【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。
 $3\text{リットル/人/日} \times \text{最大71人分(職員を含める)} \times 7\text{日(最低3日)} = 1491\text{リットル}$
- 対応策(確保策)
近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器を準備し、水を取りに行く。
ろ過式の浄水器を備蓄する。
大規模な小売店と協定を結び、ペットボトルを優先的に提供してもらう。
- 対応策(削減策)
調理に水を必要としない流動食等を備蓄する
- 飲料水用のペットボトルなどの保管方法を検討する。
入所者・利用者の状況によっては、あらかじめ居室に配布するなど工夫することも一案である。
入所者・利用者の状況によっては、使用する階の倉庫に保管するのが望ましい。
- 飲料水は、定期的に変更し、新しいものと入れ替える。

【補足10】

【様式6】
-災害

(2) 生活用水

- 生活用水の備蓄量を確認する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。
- 貯水槽を活用する場合は、容量を記載する。
【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。
【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。
貯水槽の容量: 1m^3 ($1\text{m}^3=1000\text{リットル}$)
- 対応策(確保策)
災害時協力井戸(酒造会社等)を確保する。
衛生面を考慮しつつ、地下水(井戸水)の利用を検討する。(間違っても飲用しないこと)
- 対応策(削減策) 生活用水の多くは「トイレ」「食事」「入浴」で利用
「トイレ」では、簡易トイレやオムツの使用
「食事」では、紙皿・紙コップの使用
「入浴」では、清拭で対応

【補足10】

【様式6】
-災害

2. 5 通信が麻痺した場合の対策

●被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備する。

●通信機器、通信機器のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

【補足10】

【様式6】
-災害

●対応策（代替え通信手段）

携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話、MCA無線機、災害時優先電話

●通信手段を決め、「携帯カード」に盛り込む。

携帯カード
(様式なし)

●被災地では電話がつながりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても、連絡が取りづらくなることがある。そういった際には、例えば遠方の交流のある施設などを中継点とし、職員・施設が互いに連絡を入れるなど、安否情報や伝言などを離れた地域にしていると預け、そこに情報が集まるようにしておく（三角連絡法）。

2. 6 情報システムが停止した場合の対策

●BCP等の災害対策の文書類はデータでの保存だけでなく、すぐに使えるよう印刷してファイル等に綴じて保管しておく。手書きによる事務処理方法なども検討する。

●利用者リスト

パソコン、プリンター等の稼働が必要な機器の対応策を検討する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

【補足10】

【様式6】
-災害

●対応策

PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく。

PC、サーバのデータは、定期的にバックアップをとっておく。

いざという時に持ちだす重要書類をあらかじめ決めておく。

2. 7 衛生面（トイレ等）の対策

●被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性がある。

●トイレ対策としては、簡易トイレ、仮設トイレなどを検討する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

【利用者】

●電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。（周知が遅れると、汚物があふれて処理業務が発生するため）。

ポータブルトイレの数確認、どの居室へ配置するか

●ビラを事前に作成し、保管しておく。

【補足10】

【様式6】
-災害

【職員】

●女性職員のために、生理用品などを備蓄しておく。

【汚物対策】

●排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。

保管場所：ペランダの端

2.8 必要品の備蓄

●被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

●備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、担当者を決めて、定期的にメンテナンスを行い、リストを見直す。

【様式6】
-災害

2.9 資金手当て

●万一の場合に備えて、手元資金(現金)を準備しておく。

●平時から現在加入の保険でカバーされる範囲や補償内容等を確認しておく。
自施設・事業所が加入している火災保険は、地震、水害が補償が付いている。

3. 緊急時の対応

職員が不足し、ライフラインが停止することを踏まえ、重要業務を如何に優先して取り組むかがポイント。

緊急時の対応では、以下のステップで検討する。

- <STEP1> 初動対応の事前準備 3.1～3.4
- <STEP2> 人命安全確保対応の徹底 3.5、3.7
- <STEP3> 重要業務の継続 3.6、3.8、3.9
- <STEP4> 復旧対応 3.10

3.1 BCP発動基準

●リスク把握で洗い出したリスクに対し、発動基準を決める

<地震>

本書に定める緊急時体制は、倉敷市周辺において、震度5強以上の地震が発生したとき。

<水害> 避難する時間も考慮して考える。

- ・施設所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。
- ・警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

●対策本部の体制(代行者を含む)を決める。

【様式1】 推進体制の構成メンバーに記入する。

【様式1】

3. 緊急時の対応

3.2 行動基準

●災害発生時の職員個人の行動基準を記載する。

●行動基準は安否確認方法、参集基準、各種連絡先等の必要な事項を「携帯カード」に整理して、職員に携帯させるよう運営する。

携帯カード
(様式なし)

3.3 対応体制

●対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

【様式1】 推進体制の構成メンバーに記入する。

【様式1】

●復旧後に活動を振り返るために活動記録をとることも重要であり、役割に入れることを推奨する。

3.4 対応拠点

●緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する(安全かつ機能性の高い場所に設置する)。

施設の構造と災害によって、対策本部の設置場所を検討する。

地震: (1)1階玄関ホール

水害: (1)2階食堂

3. 5 安否確認

(1)利用者

- 利用者の安否確認を速やかに行う。
- 速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておくといふ。
【補足11】 利用者安否確認シートを印刷して、配備しておく
- 各部署のリーダーが利用者の安否確認を行い、管理者に報告する。

【補足11】

(2)職員

- 職員の安否確認を速やかに行う。
 - 速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておくといふ。
【補足12】 職員安否確認シートを印刷しておく
- <施設内>
・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて各部署でリーダーが点呼を行い、管理者に報告する。
- <自宅等>
・自宅等で被災した場合は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。
・報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

【補足12】

3. 6 職員の参集基準

- 災害時は通信網の麻痺などにより、施設から職員への連絡が困難になるため、災害時に通勤可能か、また災害時の通勤所要時間等も考慮しつつ、職員が自動参集するよう予めルールを決め、周知する。
- 職員の連絡先を整理する際に、参集の可能性も判断しておく。
【様式5】(部署ごと)職員緊急連絡網に記入する。
- 参集しなくてよい状況を明確に定めて記載することが望ましい。
- 参集ルールを記述する。
- 参集基準
<初動職員>
対象職員:施設長、各管理者、各リーダー
地震 倉敷市周辺において、震度6以上の地震が発生
水害 大雨警報(土砂災害)、洪水警戒が発表されたとき。
台風により高潮注意報が発表されたとき。
昼間 全員
夜間 施設長、夜勤勤務者
<その他の職員>
統括マネージャーの指示に従い、求めがあった場合
- 下記に該当する場合は、参集基準に該当する場合においても、原則、参集の対象外とする。
 - ・自宅が被災した場合
 - ・自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合

【様式5】

携帯カード
(様式なし)

3. 7 施設内外での避難場所・避難方法

勤務者の少ない祝祭日や夜間、あるいは荒天などを想定して検討しておくことが望ましい。

(1) 施設内

●被災時では順序正しく、整列して避難はできないことが想定され、やること(どこへ、どのように避難させる)、注意点(車いすの方など)を職員各自が理解した上で臨機応変に対応する。

●避難場所と避難方法

(1) 2階ホール 自力で避難できない利用者はタンカを使用する。

(2) 2階廊下 同上

(2) 施設外

●ハザードマップなどを確認し、津波、河川の洪水浸水想定区域および土砂災害警戒区域に立地している場合は、避難確保計画を検討する。

●避難場所と避難方法

(1) 玉島高校 緊急の場合は玉島交流センター 送迎用車両にて避難。

早急な避難が必要な場合は職員の通勤車両も活用。

(3)その他

- 水害の場合、行政などが出す避難情報を理解し、避難のタイミングを検討しておく。
避難する時間も考慮して考える。

施設所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。
警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

- 2021年5月から警戒レベルの定義が見直されました。下記のホームページを参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒 レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報			相当する 警戒 レベル
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況にいる場合、直ちに安全な場所へ直ちに移動する。	緊急安全確保 ※必ず安全確保が完了するまで	大雨 特別警報		氾濫 発生情報	5 相当
<警戒レベル4までに必ず避難！>						
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に避難する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などの被害が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害 警戒情報	高潮 警戒情報	高潮 特別警報	極めて危険 非常に危険 氾濫 危険情報 4 相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じて、危険な場所を見合わせながら、避難の準備が完了し、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を待たずに体制)	大雨警戒 洪水警戒	高潮警戒に 対応する 可能性が高い 注意報		警戒 (警戒級) 氾濫 警戒情報 3 相当
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自らの災害リスクを確認するとともに、避難情報の把握手段を確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨に備え 警戒する 注意報	高潮 注意報		注意 (注意級) 氾濫 注意情報 2 相当
1	災害への心構えを高める ・心構えを一段高める ・要員の連絡体制を確認		大雨注意報 洪水注意報	高潮 注意報	早期 注意情報 (警戒級の 可能性)	

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき作成

※1 避難→避難準備→大雨警報→土砂災害警戒情報→土砂災害警戒情報(土砂災害警戒区域)に相当する。

※2 極めて危険(警戒)が発令するまでに避難を完了していただくことが重要であり、警戒(土砂災害警戒情報)が発令された際の警戒レベル1(緊急安全確保)の発令対象区域の範囲に留意することが必要です。

3. 8 重要業務の継続

●被災時の厳しい状況でも、入所者・利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない最低限の業務を「重要業務」として継続を目指す。

【補足13】

●検討結果をまとめる。

【補足13】 重要業務の継続に記載する。

3. 9 職員の管理

①休憩・宿泊場所

●災害発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、「休憩・宿泊場所」の候補場所を検討し、指定しておく。通所事業所等を休止した場合はこれらも選択肢となる。

休憩場所： 相談室・各階カウンター内

宿泊場所： 1階サービスのエリア

②勤務シフト

●震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。

参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう、災害時の「勤務シフト」原則を検討しておく。

<勤務シフトの原則> 最低週1日は休日とする。

3. 10 復旧対応

①破損箇所の確認

●破損箇所の確認のために、被害のあった箇所は写真を撮り、記録しておく。

修理が必要な箇所は、対策本部のホワイトボードに記載し、担当者、期限を明記する。

②業者連絡先一覧の整備

●各種協力業者の連絡先を一覧化したり、非常時の連絡先を確認しておくなど、円滑に復旧作業を依頼できるよう準備しておく。

【様式2】

【様式2】 施設外・事業所外連絡リスト

③情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

●公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めておく。

風評被害を招く恐れもあるため、広報・情報班が、一元的に丁寧な対応や説明を行う。

4. 他施設との連携

4. 1 連携体制の構築

●連携体制構築の検討

- ・平常時から他施設・他法人と協力関係を築くことが大切。
- ・単に協定書を結ぶだけではなく、普段から良好な関係を作る。
- ・主な連携先と提携状況を【補足14】に記述する。

①近隣の法人

- ②所属している団体を通じての協力関係の整備
- ③自治体を通じて地域での協力体制を構築など

●連携体制の構築・参画

- ・単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。
- ・地域で相互支援ネットワークが構築されている場合は、それらに加入を検討する。

【補足14】

●連携の推進ステップ

①連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

②連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

③地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

4. 2 連携対応

①事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

- ・連携先と可能な範囲で相互に利用者の受入を行う。

②入所者・利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

- ・避難先に必ずしも担当の職員も同行して利用者の引継ぎを行えるとは限らない。避難先で適切なケアを受けることができるよう利用情報を記載した「利用者カード」を作成しておくことでリスクを低減する。

利用者
カード
(様式なし)

③共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

- ・連携先や地域の方とともに定期的に訓練を行い、施設の実状を理解いただき、対応力を高める。

5. 地域との連携

5. 1 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

●地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

災害派遣福祉チーム(DWAT)への登録を検討する。

5. 2 福祉避難所の運営

①福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

②福祉避難所の指定がない場合

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

その際、想定を超える人数の要援護者や近隣住民等が、施設・事業所へ支援を求めて来る場合も想定し、対応の仕方等を事前に検討しておく。

③福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

＜主な準備事項例＞

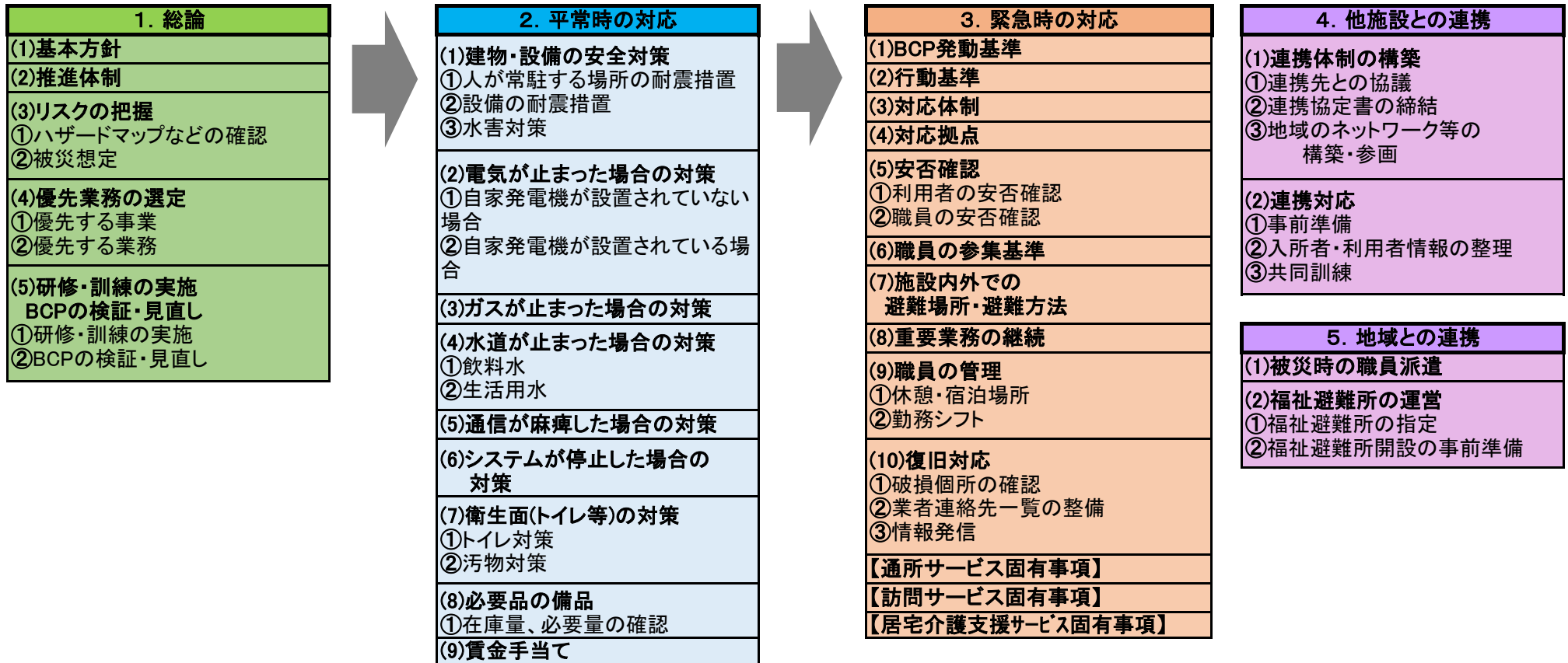
- ・受入に必要な備蓄類を洗い出し整備する。
- ・資機材についてはレンタルを活用することも検討する。
- ・支援人材確保に向けた連携や受入方針を検討する。
- ・事務手続き等について市町村の窓口を確認しておく。

(参照)福祉避難所の確保・運営ガイドライン 内閣府(防災担当)

＜更新履歴＞ 更新時の更新内容も記入しておく、更新前との比較が容易になる。

日付 2023年10月10日	更新内容 新規制定	承認 (守永)
-------------------	--------------	------------

自然災害(地震・水害等)BCPのフローチャート

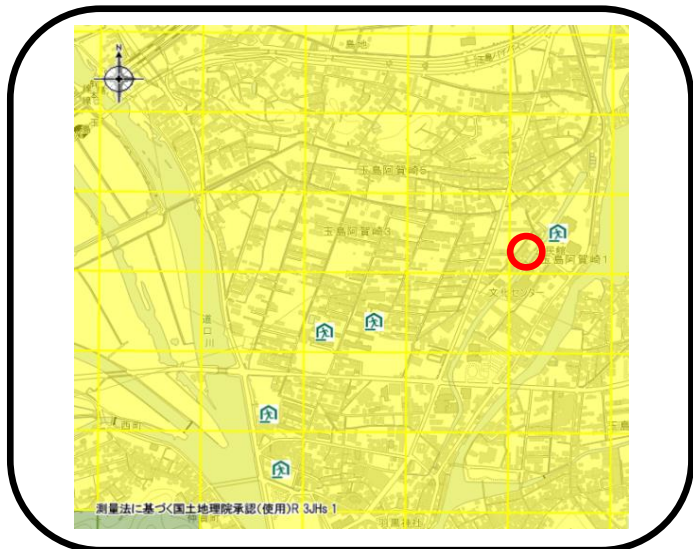


補足6：ハザードマップ

施設・事業所が所在するハザードマップを貼り付ける。下記ハザードポータルを活用。

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

地震 震度6弱 家屋全壊

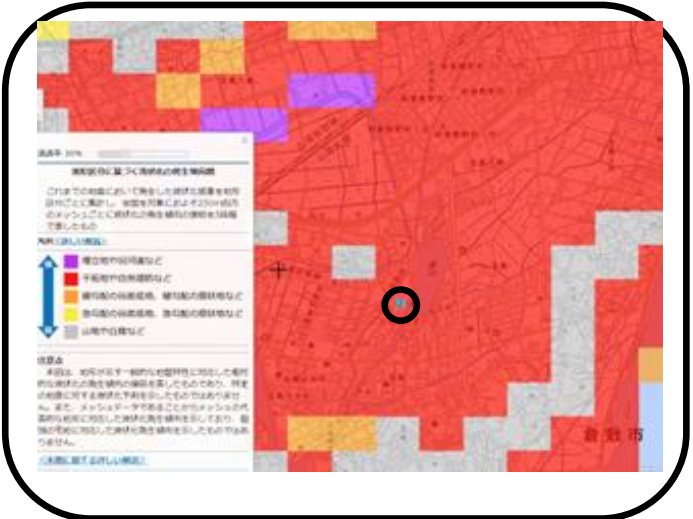


津波 浸水 0.5m以上3.0m未満

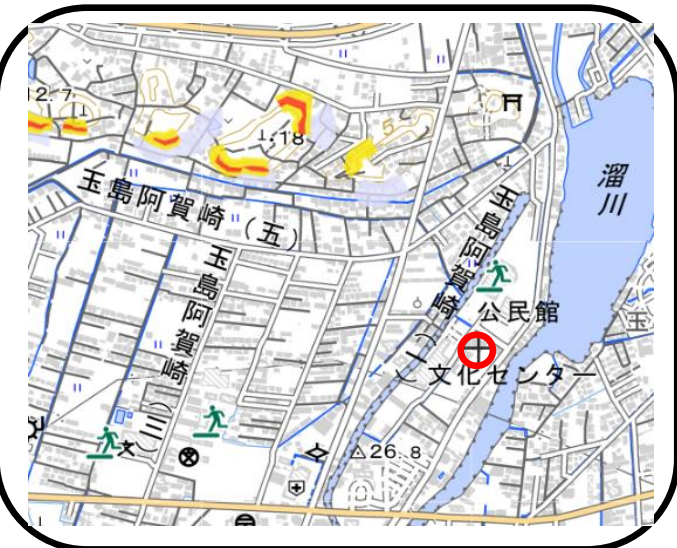


液状化 干拓地 強(上から2番目)

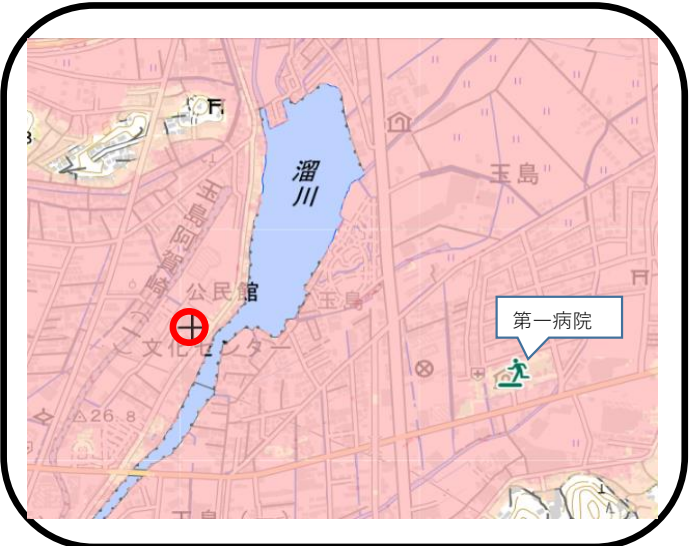
建物の沈下・傾斜、電柱等の沈下・傾斜、下水道等の破損、マンホールの隆起



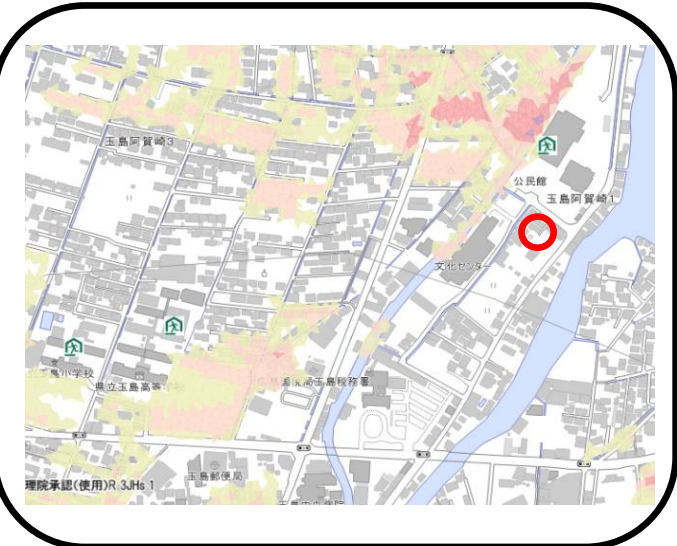
土砂崩れ 付近での土砂崩れの心配は低い



水害(洪水) 浸水深さ：3~5m (2階の床下)



高潮、溜池等 浸水 5.0m以上10.0m未満



補足 7：自施設で想定される影響

東日本大震災の経験値として震度 7 の地域の復旧日数は、下記の通り。
震度 7 の場合、電力：1 週間、水道：3 週間、ガス：5 週間でほぼ復旧（リスクを考慮した日数）
震度 7 の場合、電力：3 日、水道：1 週間、ガス：3 週間で 50% 復旧
震度 6 の場合、震度 7 の 50% 復旧を、復旧の目安と想定する

電力が復旧しないと、エレベーター、携帯電話、メールは使えない。

	当日	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目
電力	自家発電機→			復旧	→	→	→	→	→
エレベーター	停止→			復旧	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄分→			給水車	→	→	→		
生活用水	貯水槽分→			給水車	→	→	→	→	→
ガス	停止→						復旧	→	→
携帯電話	停止→			復旧	→	→	→	→	→
メール	停止→			復旧	→	→	→	→	→
道路	通行止め→		部分復旧→						
入浴	清拭→			復旧	→	→	→	→	→

補足 8 : 優先業務の検討

様式7-災害で優先する業務(出勤率30%、発災後6時間)で必要な人員を計算
出勤可能者をイメージし、複数の業務ができるかを考える
逆に言えば、普段から複数の業務ができるように教育していくことが重要

優先業務	必要な職員数[人]			
	朝	昼	夕	夜間
与薬介助	0.2	0.2	0.2	0
排泄介助	0.5	0.5	0.5	0.5
食事準備・介助	0.8	0.8	0.8	0
見守り	0.5	0.5	0.5	0.5
合計(名)	2.0	2.0	2.0	1.0

補足 9：建物・設備の安全対策（地震、水害）

建物関連（建築の専門家に判断いただく）

対象	対応策	備考
躯体（柱、壁、床）		
天井		
窓	廊下、出入口のガラス飛散防止フィルムの貼付け	
	2013年建立のため、補強の必要なし	

什器（家具、キャビネット・机）、パソコン等 転倒防止策を検討する

対象	対応策	備考
事務所の什器	キャビネットは転倒防止のため壁に固定する	
食堂の食器棚	転倒防止のため壁に固定する	
風呂場の棚	棚を壁に固定する	
風呂桶		
利用者居室の家具	家具の壁に固定する	
パソコン本体	机に固定する 重要なデータは、バックアップをとり、保管する	
ディスプレイ	机に固定する	

建物外部の施設 ライフラインに関係するインフラが大丈夫か確認する

対象	対応策	備考
受水槽		
L P ガス	L P ガスボンベの固定を強化	
燃油タンク		

水害対策関連 水害危険地域の場合は検討が必要

対象	対応策	備考
出入口	土嚢の準備	
施設周辺	側溝や排水溝は掃除	
逆流防止	風呂、トイレ等の排水溝からの逆流防止	
屋外重要設備	受電・変電設備の浸水対策	

補足１０：電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策

電気

稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策	備考
医療機器： 喀痰吸引、人工呼吸器など	自家発電機：2 時間使用可能。 2時間の間に救助要請・各所連絡を優先する	医療機器等の予備バッテリーを準備
情報機器： パソコン、テレビ、インターネットなど		
冷蔵庫・冷凍庫 夏場は暑さ対策として保冷剤等を用意		
照明器具、冷暖房器具	乾電池：単三50本、単四50本	【様式6】-災害に記入
その他、代替の電源を考える	自動車のバッテリーや電気自動車の電源を活用することもある。	
	自動車のシガレットの変換器	スマホの充電、照明には利用できる
	太陽光パネルの設置済	

ガス

稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策	備考
暖房機器	湯たんぽ、毛布、使い捨てカイロ、 灯油ストーブ	暖房器具とその燃料を準備
調理器具	カセットコンロ、ホットプレート	火力が弱いので大量の調理には向かない
	ＬＰガスボンベ＋五徳コンロを備蓄する	ガス業者等からのレンタルの可否の確認
給湯設備	入浴は中止し、清拭	
その他、代替の熱源を考える		

飲料水

稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策	備考
飲料	日に1リットルをペットボトルで取る	
食事	乾パン・レトルト食品など備蓄食品	
口腔ケア	職員数に応じてサービス提供	

生活用水

稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策	備考
入浴	当面、休止し、清拭	
トイレ	簡易トイレ、仮設トイレを使用	バケツで流す場合 大14L×1回、小9L×3回＝41L/日/人
清掃、消毒	日に20リットルを使用	

通信

稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策	備考
スマートフォン	発電機で充電	

補足１０：電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策

--	--	--

情報システム

稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策	備考
パソコン	発電機で電源を供給	
プリンター	発電機で電源を供給	
W i F i	発電機で電源を供給	

衛生面

稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策	備考
水洗トイレ	仮設トイレ	
	簡易トイレ	
	オムツ	

補足１３：重要業務の継続

様式７-災害と同じ復旧想定にする。この場合、震度６で停電３日、断水７日
震度７の想定は、停電７日、断水３週間

経過 目安	夜間 職員のみ	発災後 ６時間	発災後 １日	発災後 ３日	発災後 ７日
出勤率	出勤率3%	出勤率30%	出勤率50%	出勤率70%	出勤率90%
在庫量	在庫100%	在庫90%	在庫70%	在庫20%	在庫正常
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	職員・入所者の 安全確認のみ	安全と生命を 守るための 必要最低限	食事、排泄中心 その他は休止 もしくは減	一部休止、減と するが、ほぼ 通常に近づける	ほぼ通常どおり
給食	休止	必要最低限の メニューの準備	飲用水、栄養補 給食品、簡易食 品、炊き出し	炊き出し 光熱水復旧の範 囲で調理開始	炊き出し 光熱水復旧の範 囲で調理開始
食事介助	休止	応援体制が 整うまでなし 必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助
口腔ケア	休止	応援体制が 整うまでなし	応援体制が 整うまでなし	適宜介助	ほぼ通常どおり
水分補給	応援体制が 整うまでなし	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 ほぼ通常どおり
入浴介助	失禁等ある利用 者は清拭	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	光熱水が復旧し だい入浴

(出典) 令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」
(提供) 社会福祉法人 若竹会 非常災害等対策計画(一部抜粋)

補足１４：連携体制の構築

【連携関係のある施設・法人】

施設・事業所・法人名	連絡先	連携内容
守永運輸株式会社	086-522-1520	救助等支援

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
玉島中央病院	086-526-8111	救急搬送等
玉島病院	086-522-4141	救急搬送等

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
倉敷市 指導監査課	086-426-3297	デイご利用者様
倉敷市 防災危機管理室	086-426-3131	情報共有等

様式7-災害：業務分類（優先業務の選定）（災害用）

施設の業務を重要度に応じて4段階に分類し、出勤状況を踏まえ縮小・休止する。入所者・利用者の健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持する。（出勤率をイメージしながら作成。）

※：電気の復旧が3日は震度6の想定。震度7では7目に復旧の想定

分類名称	定義	業務例	出勤率			
			30%(発災後6時間)	50%(発災後3日)	70%(発災後7日)	90%(21日)
業務の基本方針			生命・安全を守るために必要最低限のサービスを提供 徒歩で出勤可能者で対応 発災後数日、職員は施設泊	食事、排泄を中心 その他は休止または減 電気復旧(※)。道路仮復旧。 被災者出勤不可	一部休止するが ほぼ通常通り 応援者の支援あり due復旧させるか検討	ほぼ通常通り 水道復旧。ガスはLPの想定
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	食事、排泄、 医療的ケア、 清拭 等	食事(災害時メニュー、朝夕のみ) 排泄(オムツ、簡易トイレを利用) 医療的ケア(必要最低限)	食事(災害時メニュー、簡易食品) 排泄(徐々に通常通り) 医療的ケア(必要最低限) 清拭	食事(ほぼ通常通り) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭 厨房破損箇所再度確認	食事(通常のメニュー) 排泄 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭
B:追加業務	・災害復旧、事業継続の観点から新たに発生する業務	【インフラ対策】 電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 【人員対策】 出勤者の確保、シフト調整 応援者の手配、教育 委託業務の提供中止に対する対応	電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの調達（急がない） その他物資の調達。修理の依頼 出勤者の確保、シフト調整 施設内、法人内応援者の手配 行政、関連団体等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し	飲料水、生活用水の確保 ガスの調達（急がない） その他物資の調達。修理の依頼 応援者の受入、教育 法人内の玉突き支援 行政、関連団体等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し	飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 職員の復帰に合わせ応援者の縮小 法人内の玉突き支援 行政、関連団体等への情報提供 給食、清掃、洗濯業務の正常化	ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 職員の復帰に合わせ応援者の縮小 法人内の正常化 行政、関連団体等への情報提供 給食、清掃、洗濯業務の正常化
C:削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な業務	入浴、 機能訓練 口腔ケア 洗顔 洗濯 掃除 等	入浴(休止) 機能訓練(休止) 必要者に、うがい 洗顔(休止) 洗濯(休止)。ディスプレイで対応 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)。適宜清拭 機能訓練(褥瘡・拘縮予防) 必要者に、うがい 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)。適宜清拭 機能訓練(褥瘡・拘縮予防) 適宜口腔ケア 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(ほぼ通常通り) 機能訓練(ほぼ通常通り) 口腔ケア(ほぼ通常通り) 洗顔(ほぼ通常通り) 洗濯(ほぼ通常通り) 清掃(ほぼ通常通り)
D:休止業務	・上記以外の業務		以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会 ・各デイサービス	以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会 ・各デイサービス	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会

付随する短期入所事業(ショートステイ)について、介護者のレスパイトを理由とした利用を休止(縮小)する(在宅サービスの縮小による受け皿とする)